

1	年	保	存
機	密	性	2
平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで			

基監発 1116 第 2 号
平成 27 年 11 月 16 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

「平成 27 年度労働条件相談ダイヤル事業の実施に係る留意事項について」
の一部改正について

標記については、平成 27 年 3 月 23 日付け基監発 0323 第 1 号「平成 27 年度労働
条件相談ダイヤル事業の実施に係る留意事項について」(以下「本内かん」という。)
により指示したところである。

今般、

このため、本内かんを別紙の左欄のとおり改正し、平成 27 年 11 月 20 日より適
用することとしたので、受信したメールの取扱いについて、本内かん記 1 に基づき、
適切な運用に遺憾なきを期されたい。

平成 27 年 3 月 23 日基監発 0323 第 1 号「平成 27 年度労働条件相談ダイヤル事業の実施に係る留意事項について」の改正に係る新旧対照表

改正後	現 行
<p>1 本事業の概要 略</p> <p>2 本事業における相談等の処理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>情報提供の方法</u> 本事業において受け付けた相談のうち、労働基準関係法令違反が疑われ、かつ、相談者が労働基準監督署（以下「署」という。）への情報提供を希望する事案（以下「情報提供事案」という。）については、事業場を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）に対し、 情報提供されるものであること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>情報提供先</u> 平成 27 年度における情報提供先は、管轄局労働基準部監督課 に情報提供されるものであること。</p>	<p>1 本事業の概要 略</p> <p>2 本事業における相談等の処理</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>労働基準監督署への情報提供</u> 本事業において受け付けた相談のうち、労働基準関係法令違反が疑われ、かつ、相談者が労働基準監督署（以下「署」という。）への情報提供を希望する事案（以下「情報提供事案」という。）については、事業場を管轄する署（以下「管轄署」という。）に対し、 情報提供されるものであること。 <u>また、本情報提供は、事業場を管轄する都道府県労働局（以下「管轄局」という。）に対しても同時に行われるものであること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>情報提供先</u> 平成 27 年度における情報提供先は、<u>原則、管轄署及び管轄局</u> に情報提供されるものであること。<u>なお、情報提供先について、特別の事情がある場合には、別途、当課と協議すること。</u></p> <p>① ② ③</p>

(6) 情報提供の時期

情報提供は、原則、[redacted]に行われるものであること。

(7) 管轄局署における処理

情報提供を受けた管轄局は、事業場を管轄する署（以下「管轄署」という。）に当該情報を提供すること。また、情報提供を受けた管轄署は、情報提供事案について、[redacted]

なお、当該事案は、[redacted]
[redacted]監督対象事業場の選定等に活用すること。

(8) 管轄局署から本事業の受託者への問合せ

管轄局署は、情報提供を受けた事案の内容等に確認すべき事項等がある場合には、本事業の受託者に対し、「連絡調整窓口（直通電話：[redacted]）」を通じて問合せを行うことができるものであること。

なお、管轄局署から「連絡調整窓口」への問合せは、本事業の相談受付開始前である午後3時から午後5時までの間に行うこと。

3 情報管理

④

4 その他

④

[redacted]
(6) 情報提供の時期

情報提供は、原則、[redacted]
[redacted]に行われるものであること。

(7) 管轄署における処理

情報提供を受けた管轄署は、情報提供事案について、[redacted]
[redacted]

なお、当該事案は、[redacted]
[redacted]監督対象事業場の選定等に活用すること。

(8) 管轄署から本事業の受託者への問合せ

管轄署は、情報提供を受けた事案の内容等に確認すべき事項等がある場合には、本事業の受託者に対し、「連絡調整窓口（直通電話：[redacted]）」を通じて問合せを行うことができるものであること。

なお、管轄署から「連絡調整窓口」への問合せは、本事業の相談受付開始前である午後3時から午後5時までの間に行うこと。

3 情報管理

④

4 その他

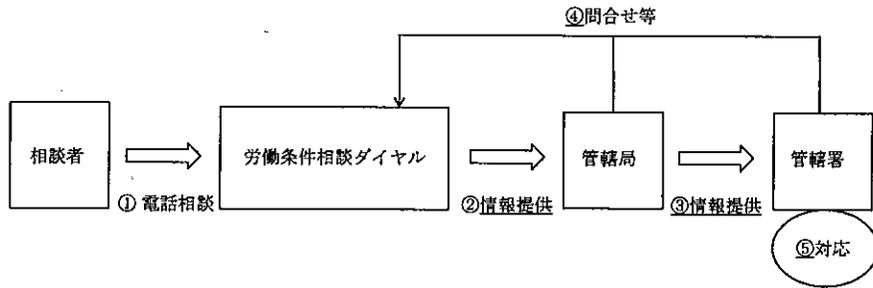
④

別添
略

別紙1

労働条件相談ダイヤル事業の処理の流れ

別紙1



- ①【労働条件相談ダイヤル】 相談者から電話相談を受け付ける。
(労働基準関係法令違反以外の事案、総合労働相談コーナー、他部署及び他行政機関等を教示した事案等は電話相談のみ)
- ②【管轄局への情報提供】 労働条件相談ダイヤルから管轄局へ送付される。
(情報提供は、労働基準関係法令違反の疑いのある事案で、かつ、相談者が管轄署への情報提供を希望する場合)
- ③【管轄署への情報提供】 情報提供を受けた管轄局は、事業場を管轄する署に当該情報を提供する。
- ④【管轄局からの問合せ等】 情報提供事案に係る内容等について確認すべき事項等がある場合には、管轄署は連絡調整窓口へ問合せすることができる。
(相談時間前の午後3～5時)
- ⑤【管轄署の対応】

別紙2 (略)

別紙3

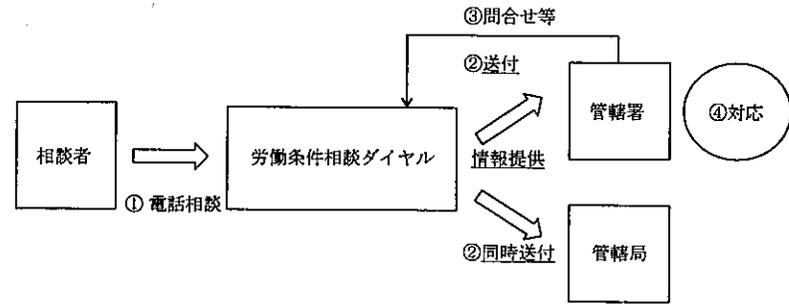
都道府県労働局	電話番号
北海道労働局労働基準部監督課	011-709-2311
青森労働局労働基準部監督課	017-734-4112
岩手労働局労働基準部監督課	019-604-3006
宮城労働局労働基準部監督課	022-299-8838
秋田労働局労働基準部監督課	018-882-6662
山形労働局労働基準部監督課	023-624-8222

別添
略

別紙1

労働条件相談ダイヤル事業の処理の流れ

別紙1



- ①【労働条件相談ダイヤル】 相談者から電話相談を受け付ける。
(労働基準関係法令違反以外の事案、総合労働相談コーナー、他部署及び他行政機関等を教示した事案等は電話相談のみ)
- ②【管轄局への情報提供】 労働条件相談ダイヤルから管轄局へ送付される。
(情報提供は、労働基準関係法令違反の疑いのある事案で、かつ、相談者が管轄署への情報提供を希望する場合)
- ③【管轄署からの問合せ等】 情報提供事案に係る内容等について確認すべき事項等がある場合には、管轄署は連絡調整窓口へ問合せすることができる。
(相談時間前の午後3～5時)
- ④【管轄署の対応】

別紙2 (略)

福島労働局労働基準部監督課	024-536-4602
茨城労働局労働基準部監督課	029-224-6214
栃木労働局労働基準部監督課	028-834-9115
群馬労働局労働基準部監督課	027-896-4735
埼玉労働局労働基準部監督課	048-600-6204
千葉労働局労働基準部監督課	043-221-2304
東京労働局労働基準部監督課	03-3512-1612
神奈川労働局労働基準部監督課	045-211-7351
新潟労働局労働基準部監督課	025-234-5922
富山労働局労働基準部監督課	076-432-2730
石川労働局労働基準部監督課	076-265-4423
福井労働局労働基準部監督課	0776-22-2652
山梨労働局労働基準部監督課	055-225-2853
長野労働局労働基準部監督課	026-223-0553
岐阜労働局労働基準部監督課	058-245-8102
静岡労働局労働基準部監督課	054-254-6352
愛知労働局労働基準部監督課	052-972-0253
三重労働局労働基準部監督課	059-226-2106
滋賀労働局労働基準部監督課	077-522-6649
京都労働局労働基準部監督課	075-241-3214
大阪労働局労働基準部監督課	06-6949-6490
兵庫労働局労働基準部監督課	078-367-9151
奈良労働局労働基準部監督課	0742-32-0204
和歌山労働局労働基準部監督課	073-488-1150
鳥取労働局労働基準部監督課	0857-29-1703
島根労働局労働基準部監督課	0852-31-1156
岡山労働局労働基準部監督課	086-225-2015
広島労働局労働基準部監督課	082-221-9242
山口労働局労働基準部監督課	083-995-0370
徳島労働局労働基準部監督課	088-652-9163
香川労働局労働基準部監督課	087-811-8918
愛媛労働局労働基準部監督課	089-935-5203
高知労働局労働基準部監督課	088-885-6022
福岡労働局労働基準部監督課	092-411-4662
佐賀労働局労働基準部監督課	0952-32-7169
長崎労働局労働基準部監督課	095-801-0030
熊本労働局労働基準部監督課	096-355-3181
大分労働局労働基準部監督課	097-536-3212
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834
鹿児島労働局労働基準部監督課	099-223-8277
沖縄労働局労働基準部監督課	098-868-4303